

循 社 第 7 2 1 号
平成31年2月18日

公益社団法人千葉県医師会長
一般社団法人千葉県民間病院協会理事長
一般社団法人千葉県環境保全協議会長
一般社団法人千葉県建設業協会会長
千葉県解体工事業協同組合代表理事

} 様

千葉県環境生活部循環型社会推進課長
(公印省略)

平成31年度産業廃棄物処理計画書等の提出について（通知）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び同法第12条の2第10項で定める多量排出事業者については、下記のとおり、同法第12条第9項等の規定による産業廃棄物処理計画書等の提出が義務付けられています。

つきましては、別添「多量排出事業者による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書等の報告制度について」を参考に、要件に該当する場合には、処理計画書等を提出していただく必要がございますので、貴会員（組合員）への周知をお願いいたします。

記

1 処理計画書等

- (1) 平成30年度産業廃棄物処理計画書実施状況報告書【法第12条第10項】
- (2) 平成31年度産業廃棄物処理計画書【法第12条第9項】
- (3) 平成30年度特別管理産業廃棄物処理計画書実施状況報告書
【法第12条の2第11項】
- (4) 平成31年度特別管理産業廃棄物処理計画書【法第12条の2第10項】

※平成31年度特別管理産業廃棄物処理計画書については、平成30年度以前の様式から一部変更となりますので御注意ください。詳しくは、別添「多量排出事業者による特別管理産業廃棄物処理計画書等の様式が一部改正されます」を御確認ください。

2 提出期限

平成31年6月28日（金）（郵送の場合、必着）

※ちば電子申請サービスによる提出の場合：平成31年6月30日（日）

【担当】

千葉県環境生活部循環型社会推進課
環境保全活動推進班 道股

TEL：043-223-4144 FAX：043-221-3970
e-mail：e-haiki@mz.pref.chiba.lg.jp

多量排出事業者による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物） 処理計画書等の報告制度について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第 12 条第 9、10 項及び第 12 条の 2 第 10、11 項の規定に基づき、**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を多量に排出する事業者（多量排出事業者）**は、処理計画書及び実施状況報告書を提出することが義務付けられています。対象となる事業者及び提出方法は以下のとおりですので、該当する場合は提出をお願いします。

対 象

- その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者で、
 - ・産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の前年度の発生量が1,000トン以上
又は
 - ・特別管理産業廃棄物 の前年度の発生量が 50トン以上
→産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書を提出
- 前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書を提出した事業者
→産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書を提出

【重要】特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者の皆様

廃棄物処理法施行規則の一部改正により、平成 31 年度から特別管理産業廃棄物処理計画書等の様式が一部変更されます（旧様式での提出はできません）。改正後の新様式は、千葉県ホームページ（URL は本紙下部を参照）からダウンロードすることができます。

様式の変更点等の詳細は、別添リーフレット「多量排出事業者による特別管理産業廃棄物処理計画書等の様式が一部改正されます」を御確認ください。

提出方法

- 以下のいずれかの方法により提出してください。（押印は不要です。）

〈紙様式による提出〉

以下「提出・問合せ先」を参照の上、所定の提出先に、各 1 部を持参又は郵送（写しの返送が必要な場合は、写しと返信用封筒を同封してください。書類の両面印刷・折り曲げ可。）

〈電子媒体による提出〉

以下「提出・問合せ先」を参照の上、所定の提出先に、CD-ROM 等の電子媒体 1 部を持参又は郵送（電子メールは不可。）

〈ちば電子申請サービスによる提出〉

県ホームページの「ちば電子申請サービス」から手続を実施

- 提出期限

平成 31 年 6 月 28 日（金）（郵送の場合、必着）

※ちば電子申請サービスによる提出の場合：平成 31 年 6 月 30 日（日）

制度の詳細及び様式については、循環型社会推進課のホームページに掲載しています。

ホームページ： <https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

提出・問合せ先

- 排出事業場の管轄が1つの地域振興事務所の場合
→各地域振興事務所に提出・お問合せください。

名称	所在地	電話番号	管轄する市町村
葛南地域 振興事務所	273-8560 船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 7 階	047-424-8093	市川市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾地域 振興事務所	271-8560 松戸市小根本 7	047-361-2119	松戸市、野田市、流山市、我孫子市、 鎌ヶ谷市
印旛地域 振興事務所	285-8503 佐倉市竊木仲田町 8-1	043-483-1138	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取地域 振興事務所	287-0003 香取市佐原イ 92-11	0478-54-7505	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝地域 振興事務所	289-2504 旭市ニ 1997-1	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑺市
山武地域 振興事務所	283-0006 東金市東新宿 1-11	0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
長生地域 振興事務所	297-8533 茂原市茂原 1102-1	0475-26-6731	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
夷隅地域 振興事務所	298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 14	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房地域 振興事務所	292-0045 館山市北条 402-1	0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津地域 振興事務所	292-8520 木更津市貝渕 3-13-34	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

- 排出事業場の管轄が市原市にある場合
○排出事業場の管轄が複数の地域振興事務所の管轄にまたがる場合（建設業等）
→環境生活部 循環型社会推進課に提出・お問合せください。

名称	所在地	電話番号	管轄する市町村等
環境生活部 循環型社会推進課	260-8667 千葉市中央区 市場町 1-1	043-223-4144	①市原市 ②排出事業場の管轄が複数の地域振興事務 所の管轄にまたがる場合（建設業等）

※「ちば電子申請サービス」により提出される場合も、
お問合せは 環境生活部 循環型社会推進課 までお願いします。

<参考>

産業廃棄物排出量のとらえ方

産業廃棄物排出量とは、事業活動に伴って発生する産業廃棄物の量であり、有価物を含む全ての目的物以外の物のうち、何らの処理を加えず有償で売却したものの量を引いた量を指します。

【排出量のとらえ方】

- ① 生産工程の中で減量操作等を経て発生する場合には、その発生時点での量とする。
- ② 生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理（中間処理）が行われる場合には、その処理工程の前での量とする。
- ③ 自ら直接再生利用する、あるいは中間処理することにより発生した産業廃棄物を減量化・再資源化する場合については、その再生利用、中間処理の前での量とする。

処理計画書・実施状況報告書の作成単位

①製造業等

千葉県内の事業場（千葉市、船橋市及び柏市を除く）ごとに処理計画書等を作成します。多量排出事業者に当たるかどうかは事業場ごとの排出量で判断します。

○処理計画書等を作成する場合、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画書等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができる。

○また、事業者が千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者該当するかどうかの判断を行い、処理計画書等の作成はそれらの区域内の施設を管理している支店等が行うこととする。

②建設業等

千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）の作業所（現場）を管理する支店等ごとに処理計画書等を作成します。多量排出事業者に当たるかどうかは、支店等が管理する各作業所からの排出量を合わせて判断します。

○処理計画書等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画書等の中には関連会社の事業場から生じる産業廃棄物の処理を含めることができることとします。

○建設工事等における排出事業者には、元請業者が該当することとします。

千葉県 環境生活部 循環型社会推進課

電話：043-223-4144

H P： <https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

お問い合わせは、各地域振興事務所（地域環境保全課）でも受け付けています。

*「産業廃棄物管理票の交付等の状況の報告（マニフェスト報告）」は別の報告制度です。
廃棄物指導課（電話：043-223-2757）へお問い合わせください。

【特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者の皆様】

多量排出事業者による特別管理産業廃棄物処理計画書等の様式が一部改正されます

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）施行規則の一部改正により、平成31年度から、特別管理産業廃棄物処理計画書等の様式が一部変更となります。

変更内容

【平成31年に提出する計画書及び報告書】

○特別産業廃棄物処理計画書

電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する事項が追加されます（第5面）。

（旧）平成30年まで

（第5面）

【目標】	特別管理産業廃棄物の発生		
	全発生量	1	1
	資源物等を含む特別管理産業廃棄物の発生量	1	1
	資源物等を含む特別管理産業廃棄物の発生量	1	1
	資源物等を含む特別管理産業廃棄物の発生量	1	1
	資源物等を含む特別管理産業廃棄物の発生量	1	1
	資源物等を含む特別管理産業廃棄物の発生量	1	1

（今後実施する予定の取組）

電子情報処理組織

前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（PCB廃棄物を除く量）を記載してください。

（新）平成31年

（第5面）

【目標】	特別管理産業廃棄物の発生		
	全発生量	1	1
	資源物等を含む特別管理産業廃棄物の発生量	1	1
	資源物等を含む特別管理産業廃棄物の発生量	1	1
	資源物等を含む特別管理産業廃棄物の発生量	1	1
	資源物等を含む特別管理産業廃棄物の発生量	1	1
	資源物等を含む特別管理産業廃棄物の発生量	1	1

（今後実施する予定の取組）

前年度（平成30年度）	本年度（平成31年度）
特別管理産業廃棄物の発生量	1

（今後実施する予定の取組）

電子情報処理組織

特別管理産業廃棄物の全発生量（PCB廃棄物を除く量）が50トンを超える場合は、今後の電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する取組について記載してください。

○特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

昨年（平成29年度報告書）までの様式と変更ありません。

* 本計画書等の提出方法は、従来どおり変更ありません。

* 変更後の様式は、循環型社会推進課のホームページに掲載しています。

ホームページ： <https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

* 「産業廃棄物管理票の交付等の状況の報告（マニフェスト報告制度）」については、廃棄物指導課（電話：043-223-2757）へお問い合わせください。

【平成32年以降に提出する計画書及び報告書】

○特別産業廃棄物処理計画書

電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する事項として記載する内容が一部変更となります（第5面）。

（旧）平成31年

（新）平成32年以降

（第5面）

電子情報処理組織の使用に関する事項	【旧】	特別管理産業廃棄物の発生		
	全発生量（トン）	1		
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1	2	
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1	3	
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1	4	
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1	5	
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1	6	
【新】	特別管理産業廃棄物の発生			
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1		

（平成31年度計画書と同様に、）特別管理産業廃棄物の全発生量（PCB廃棄物を除く量）が50トンを超える場合は、今後の電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する取組について記載してください。

また、情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理法施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を併せて記載してください。

（第5面）

電子情報処理組織の使用に関する事項	【旧】	特別管理産業廃棄物の発生		
	全発生量（トン）	1		
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1	2	
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1	3	
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1	4	
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1	5	
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1	6	
【新】	特別管理産業廃棄物の発生			
	資源物（資源物）の発生量（トン）	1		

（平成31年度計画書と同様に、）特別管理産業廃棄物の全発生量（PCB廃棄物を除く量）が50トンを超える場合は、今後の電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する取組について記載してください。

また、情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理法施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を併せて記載してください。

○特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する事項が追加されます（第1面）。

（旧）平成31年まで

（新）平成32年以降

様式第二号の十四（第八系の十七の二四）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

報告者（代表者） 職

報告者 住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

報告者の経歴及び活動に関する法律第12条の2第1項の規定に基づき、年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称

事業場の所在地

事業場の種類

計画期間

様式第二号の十四（第八系の十七の二四）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

報告者（代表者） 職

報告者 住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

報告者の経歴及び活動に関する法律第12条の2第1項の規定に基づき、年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称

事業場の所在地

事業場の種類

計画期間

特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況

項目	計数量	項目	計数量
発生量	1	全発生量	1
資源物（資源物）の発生量	1	資源物（資源物）の発生量	1
資源物（資源物）の発生量	1	資源物（資源物）の発生量	1
資源物（資源物）の発生量	1	資源物（資源物）の発生量	1
資源物（資源物）の発生量	1	資源物（資源物）の発生量	1
資源物（資源物）の発生量	1	資源物（資源物）の発生量	1
資源物（資源物）の発生量	1	資源物（資源物）の発生量	1

電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況

（電子情報処理組織の使用に関する事項）

前年度及び前々年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（PCB廃棄物を除く量）を記載してください。

電子情報処理組織（電子マニフェスト）使用義務者の場合は、前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組について記載してください。

また、情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理法施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を併せて記載してください。

千葉県 環境生活部 循環型社会推進課

電話：043-223-4144

HP：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

お問い合わせは、各地域振興事務所（地域環境保全課）でも受け付けています。